

## 公聴会の開催について（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、新潟圏域広域都市計画マスタープランの素案について、次のとおり公聴会を開催する。

平成28年8月30日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

### 1 公聴会の日時

平成28年10月9日（日）午後2時から

### 2 公聴会の開催場所

新潟市中央区礎町通3ノ町2086番地  
クロスパルにいがた交流ホール

### 3 事案の概要

広域都市計画マスタープランは、県内を7つの圏域に分けた広域圏が対象の「圏域計画」と、広域圏に含まれる各都市計画区域が対象の「都市計画区域マスタープラン」で構成する、広域的な都市づくりの方針を示すもの。新潟圏域には、新潟市、新発田市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町及び阿賀町が含まれる。

### 4 素案の縦覧

新潟県新潟地域振興局地域整備部計画調整課、新潟県新潟地域振興局新津地域整備部計画調整課、新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所土木整備課、新潟県新発田地域振興局地域整備部計画調整課、新潟市都市政策部都市計画課、新発田市地域整備課、五泉市都市整備課、阿賀野市産業建設部建設課、胎内市地域整備課、聖籠町ふるさと整備課及び阿賀町建設課において、9月20日（火）まで縦覧に供する。

### 5 公聴会に出席して意見を述べることができる者

新潟市、新発田市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町及び阿賀町の住民並びに利害関係者

### 6 公述申出の方法

素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事宛の書面を公述申出先へ提出することにより申出を行う。

### 7 公述申出期限

平成28年9月20日（火）（必着のこと。)

### 8 公述申出先

#### (1) 新潟市中央区川岸町3丁目18番1号（〒951-8575）

新潟県新潟地域振興局地域整備部計画調整課

電話 025-231-8327

#### (2) 新潟市秋葉区新津4524-1（〒956-0031）

新潟県新潟地域振興局新津地域整備部計画調整課

電話 0250-24-9674

#### (3) 阿賀町津川1861-1（〒959-4402）

新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所土木整備課

電話 0254-92-0966

#### (4) 新発田市豊町3丁目3番2号（〒957-8511）

新潟県新発田地域振興局地域整備部計画調整課

電話 0254-26-9653

#### (5) 新潟市中央区学校町通1番町602番地1（〒951-8550）

新潟市都市政策部都市計画課

電話 025-226-2679

#### (6) 新発田市中央町4丁目10番4号（〒957-8686）

新発田市地域整備課

電話 0254-26-3555

#### (7) 五泉市太田1094番地1（〒959-1692）

五泉市都市整備課

電話 0250-43-3911

#### (8) 阿賀野市岡山町10番15号（〒959-2092）

阿賀野市産業建設部建設課

電話 0250-61-2480

(9) 胎内市新和町2番10号 (〒959-2693)

胎内市地域整備課

電話 0254-43-6111

(10) 聖籠町大字諏訪山1635番地4 (〒957-0192)

聖籠町ふるさと整備課

電話 0254-27-1961

(11) 阿賀町津川580番地 (〒959-4495)

阿賀町建設課

電話 0254-92-5765

9 公述人の決定

公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。

10 費用負担

公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。

11 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。

なお、会場への入室は、午後1時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の40名になり次第終了する。

12 公聴会の中止

公述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。

13 問合せ先

新潟市中央区新光町4番地1 (〒950-8570)

新潟県土木部都市局都市政策課

電話 025-280-5429